



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年6月19日 No.101

通勤する側の視点から一緒に考えていこう！

東日本ユニオンは6月14日に「『通勤手当等の見直しについて』に関する申し入れ」の団体交渉を開催し、計18項目にわたり経営側の考えを明らかにしてきました。

《「通勤手当」に関する主な解明事項》

◆「モニター制度」を廃止とした根拠について

現行のモニター制度は、社員が通勤をしながら車内環境・状況などをモニタリングし、会社に報告することを制度として義務づけている。しかし、法律には違反していないものの、ノーペイでありながら「労働時間にあたる」可能性があることや世の中の動きなどを見て廃止とした。

◆新幹線通勤について

①現行モニター区間に加え、新たに対象とした区間について

※「例」として提案資料に掲載した区間の一部

大宮～高崎（74.7 km）、東京・上野～小山（80.6 km）、長岡～新潟（63.3 km）、福島～仙台（79 km）、水沢江刺～盛岡（65.2 km）等

例として提示した区間は「必ず新幹線通勤ができる」として、新たに追加したものではない。あくまで「乗り換え時間を含め、在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、45分以上短縮ができる場合」に適用となる。

「等」と記載したのは、対象となり得るすべての区間を掲載できないためであり、支給条件を満たせば掲載した区間以外も適用となる。

また、仙台～古川（43.2 km）、長野～飯山（29.9 km）、東海道新幹線【東京・品川～小田原（83.9 km）・熱海（104.6 km）、新横浜～熱海（75.8 km）】の区間については「特に認めた区間」として対象となり、上記で記載した区間とは異なり会社が特に認めた場合は、通勤時間や短縮時間に関係なく新幹線通勤が適用となる。

◆このような特別区間を設けた理由として

- ①通勤時間は短いほうが身体的な負担が少なく、通勤での疲弊を軽減させ、集中して業務に従事してもらう。
- ②転勤になった場合、家族で社宅へ引っ越すことが多かったと思われるが、配偶者の就労や育児・介護等の様々な理由があり「引っ越すか単身赴任か」の選択から「自宅から通いたい」という社員の要望に踏まえ、短距離利用も一定の条件下で認める。

②全席指定の新幹線（はやぶさ等）を利用する場合について

FREX 定期券を使用して全席指定の新幹線を利用する場合は、特定区間のみ、お客さまと同条件のもとで立席乗車は可能。

◆在来線特急通勤について

現行で認めている区間は継続するが、新たに設定する区間はない。認めている根拠として「100 km超」「在来線普通列車との時間差」「お客さまの列車ご利用状況」を勘案している。乱用はしないが、新たな区間を認める余地はある。

東日本ユニオンに加入し、要求を一緒に作りだそう！

